

二宮町小中一貫教育校導入検討会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町立小中学校における義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統性を持った教育(以下「小中一貫教育」という。)及び、小中一貫教育を行うために適した学校配置について検討するため、二宮町小中一貫教育校導入検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小中一貫教育における研究に関すること。
- (2) 小中一貫教育の指導体制及び教育環境の整備に関すること。
- (3) 小中一貫教育の教育課程に関すること。
- (4) 小中一貫教育を行うために適した学校配置に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、次の職にあるものをもって構成員とし組織する。

- (1) 小学校長
- (2) 中学校長
- (3) 教育部長
- (4) 教育総務課長

(任期)

第4条 構成員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

2 構成員が欠けたときは、第3条にかかげる職の後任者をもって充てる。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、会議を総理し、検討会を代表する。

3 会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその会務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会の会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことはできない。

3 検討会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求め意見を聞くこ

とができる。

(ワーキンググループ)

第7条 教育課程の編成について専門的な研究・協議を行うため、検討会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、校長を除く教頭、総括教諭及び教諭で構成し、教科ごとに小学校及び中学校の合同により設置する。

3 ワーキンググループにはグループリーダーを置き、教頭または教務主任が務める。

4 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが招集し、会議の議長となる。

5 グループリーダーは、ワーキンググループにおいて研究・協議した結果を検討会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。